

京都大学民間等共同研究取扱規程

(平成十六年達示第九十八号)

(趣旨)

第一条 京都大学(以下「本学」という。)における民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)との共同研究の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- 二 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの
- 三 この規程において「民間等共同研究者」とは、民間機関等において現に研究業務に従事している者で共同研究のために本学が受け入れるものをいう。

3 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第三章第七節、第八節、第十節及び第十一節(第五十一条を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。

4 この規程において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権の対象となる発明
- 二 実用新案権の対象となる考案
- 三 意匠権の対象となる創作
- 四 プログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタルコンテンツの著作物
- 5 この規程において「特許権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許権

二 実用新案権

三 意匠権

四 著作権

五 特許を受ける権利

六 実用新案登録を受ける権利

七 意匠登録を受ける権利

(受入れの原則)

第三条 共同研究は、当該研究が本学の主体性のもとに推進できるものであり、かつ、民間機関等の研究者と共通の課題について共同又は分担して研究を行うことにより、優れた研究成果を期待できる場合に受け入れるものとする。

(共同研究の申請)

第四条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長は、所定の様式による申請書を当該共同研究の代表者(以下「研究代表者」という。)

が所属する部局の長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第五条 共同研究の受入れは、部局の長が決定する。

2 前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関の議を経るものとする。

(受入れの決定の通知)

第六条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等の長に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知するものとする。

(契約の締結)

第七条 総長は、前条の通知を受けたときは、速やかに民間機関等の長と共同研究契約を締結しなければならない。

2 総長は、共同研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に通知するものとする。

(研究料)

第八条 民間等共同研究員の研究料の額は、年額四十二万円とする。

2 同一会計年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しない。

3 納付された研究料は、返還しない。

(研究経費の負担)

第九条 共同研究を受け入れる部局は、施設・設備を当該共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究遂行上特に必要となる謝金、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び産学官連携推進に関連し直接経費以外に必要な経費を助案して定める額(以下「産学官連携推進経費」という。)の合算額を負担するものとする。ただし、総長がやむを得ないと認める場合には、直接経費を負担するものとする。

3 前項により民間機関等の負担する額を算出する場合、産学官連携推進経費は、直接経費の十パーセントに相当する額を標準とする。

4 共同研究を受け入れる部局は、必要に応じ、直接経費の一部を負担することができる。

5 民間機関等は、当該共同研究が第二条第一項第二号に定めるものであるときは、民間機関等における研究に要する経費等を負担するものとする。

(設備の帰属)

第十条 共同研究に要する経費により、本学において研究の必要上取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 前条第五項の経費により、民間機関等において研究の必要上取得した設備等は、民間機関等に帰属するものとする。

3 部局の長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、民間機関等の所有に係る設備を無償で受け入れることができるものとする。(研究場所)

第十一条 部局の長は、共同研究遂行上必要があると認めた場合は、当該共同研究に係る研究担当者に当該民間機関等の施設において、研究を行わせることができる。

(研究の中止等)

第十二条 部局の長は、やむを得ない理由があるときは、民間機関等の長と協議のうえ、共同研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。

- 2 研究代表者は、共同研究の中止又は研究期間の延長の必要が生じたときは、速やかにその旨を部局の長に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 部局の長は、第一項の規定により共同研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を総長及び民間機関等の長に通知するものとする。
(研究の完了報告)
- 第十三条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。
- 2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、総長にその旨を通知するものとする。
(研究結果の公表)
- 第十四条 共同研究に関する結果は、研究担当者名において公表するものとする。
- 2 前項の公表の時期・方法については、必要がある場合は、部局の長は、研究担当者の意見を聴いて、民間機関等の長と協議して定めるものとする。
(特許権等の出願等)
- 第十五条 共同研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、次項、第三項及び第四項並びに次条から第十八条までに定めるほか、別に定める京都大学発明規程（平成十六年達示第九十六号。以下「発明規程」という。）の定めるところによる。
- 2 総長は、民間機関等と第七条第一項に定める共同研究契約を締結しようとするときは、特許権等の帰属と出願につき、次の各号のいずれによるかを定めるものとする。
 - 一 共同研究の結果得られる特許等を受ける権利は、原則として本学（発明規程第十六条ただし書の場合にあつては当該研究担当者）に帰属する。ただし、民間機関等の貢献度に応じて、共同研究による成果の帰属とその持分を別途定めることを妨げない。
 - 二 共同研究の結果得られる特許等を受ける権利は、共同研究の結果生じた発明等が単独で行われたか又は共同で行われたかの区別に従い、本学（発明規程第十六条ただし書の場合にあつては当該研究担当者）若しくは民間機関等の単独所有又は両者の共有とする。
- 3 総長は、発明規程第十六条本文の規定（第三十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）により、共同研究の結果得られる特許等を受ける権利を本学が承継した場合において特許権等の出願を行うときは、当該出願について、あらかじめ民間機関等の長の同意を得るものとする。
- 4 総長は、共同研究の結果得られる特許等を受ける権利の持分を発明規程第十六条本文の規定により本学が承継した場合において特許権等の出願を行うものとするときは、民間機関等の長と当該特許等を受ける権利に係る持分を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。
(特許権等の優先的実施)
- 第十六条 総長は、本学に帰属する特許権等（発明規程第十六条本文の規定による特許を受ける権利及びこれに基づき取得した特許権等をいう。以下同じ。）を民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから十年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。
- 2 総長は、民間機関等との共有に係る特許権等を民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから十年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第十七条 総長は、前条第二項に規定する優先的実施の期間において、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者が、その第二次以降において正当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

2 総長は、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者が、共有に係る特許権等を優先的実施期間中その第二次以降において正当な理由なく実施しないときは、第三者に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

(実施料)

第十八条 総長は、前二条の規定により本学に帰属する特許権等、共有に係る特許権等を受ける権利若しくは特許権等の実施を許諾したとき又は共有に係る特許権等を受ける権利若しくは特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(その他)

第十九条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 京都大学民間等共同研究取扱規程(昭和六十年達示第二十号)は、廃止する。

3 この規程の施行の際現に受け入れている共同研究の取扱いについては、なお従前の例による。